

奈良市公報

号外第13号 令和5年2月規則等

令和5年11月6日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
2 2	2	奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	保健予防課
2 2	3	奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	保健予防課
2 2	4	奈良市小児慢性特定疫病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則	保健予防課
2 2	5	奈良市小児慢性特定疫病児童等日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則	保健予防課
2 3	6	奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	スポーツ振興課
2 8	7	奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	消防局総務課

監 査

月 日	番号	件 名
2 24	1	奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
2 24	1	奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程	経営企画課
2 24	2	奈良市排水設備指定工事店等に関する規程	共同事務推進課

消 防

月 日	番号	件 名	主 管
2 16	1	奈良市救急活動規程の一部を改正する訓令	総務課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
2 8	1	奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一条高等学校事務室

規 則

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第2号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第6項及び第7項を削り、第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項として次の1項を加える。

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D₁からD₂₀までの階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年2月2日揭示済)

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第3号

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

奈良市母子保健法施行細則（平成14年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同表備考中第7項及び第8項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年2月2日揭示済)

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第4号

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成26年奈良市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第2条関係)

(表面)

受給者番号						疾患群

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 (新規・変更)

(宛先) 奈良市長

年 月 日

私は、下記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。

受診者	フリガナ						年齢	歳	生年月日		
	氏名								年 月 日		
	住所	〒					フリガナ				
加入医療保険	被保険者氏名					受診者との続柄	本人・家族	被保険者証の記号・番号			
	保険種別	協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・国保組合・その他・生保				被保険者証発行機関名					

申請者	申請者について	原則 受診者が18歳以上の場合、受診者本人が申請者 受診者が18歳未満の場合、保護者(受診者本人が加入している医療保険の被保険者等)が申請者										
	フリガナ						受診者との関係	本人・父・母・その他()				
	氏名	<input type="checkbox"/> 受診者と同じ					電話	申請者				
								日中連絡先				
住所	〒					フリガナ						
	<input type="checkbox"/> 受診者と同じ											

送付先	氏名						住所	〒				
-----	----	--	--	--	--	--	----	---	--	--	--	--

※申請者住所以外に受給者証等の送付を希望する場合記入

疾病名						成長ホルモン治療	有	無
-----	--	--	--	--	--	----------	---	---

特例(該当の場合)	<input type="checkbox"/>	血友病	<input type="checkbox"/>	重症患者認定	<input type="checkbox"/>	高額かつ長期	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着者
-----------	--------------------------	-----	--------------------------	--------	--------------------------	--------	--------------------------	-----------

指定難病受給者認定	有		無	受給者番号				
-----------	---	--	---	-------	--	--	--	--

※受給者証のコピーの添付が必要です。

小児慢性特定疾病に係る医療費助成における医療意見書の研究等への利用についての同意	<p>小児慢性特定疾病に係る医療費助成の申請にあたり、提出した医療意見書が小児慢性特定疾病等の治療研究等、小児慢性特定疾病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることに同意しますか。</p> <p>※同意についてのお断いを「小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書の研究等への利用について」に記載しておりますので、趣旨をご理解のうえ、下記の欄に○をつけてください。</p> <p style="text-align: center;">同意する 同意しない</p>									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

すこやか手帳の交付	希望する	希望しない
-----------	------	-------

受診を希望する指定医療機関(訪問看護事業所及び薬局を含む。)	<p>①当該疾病について、治療等を受ける指定医療機関を記載してください。 医療意見書を記載した指定医療機関を必ず記載してください。</p> <p>②利用する調剤薬局を記載してください。</p> <p>③訪問看護事業所を利用する場合は、別に訪問看護用の申請書と指定医の指示書のコピーの提出が必要です。</p>	保健所受付印
--------------------------------	---	--------

指定医療機関等(医療機関・訪問看護事業所・調剤薬局名)	所在地	整理欄

裏面もご確認ください。

(裏面)

○受診を希望する医療機関等について、表面の枠が足りない場合は、下記にお書きください。

指定医療機関等 (医療機関・訪問看護事業所・調剤薬局名)	所在地

世帯調書

- 受診者を除く住民票上の世帯全員について記載してください。
※住民票が別でも同じ医療保険に加入している方が他にいる場合は、その方も記入してください。
- 生活保護受給者の方も記入してください。
- 指定難病または小児慢性特定疾病の受給者が世帯内にいる場合、その方の受給者証のコピーを添付してください。

世帯員氏名	生年月日	受診者との続柄	住民票が別の場合○	加入医療保険種別 (被保険者・被扶養者の別)	指定難病・小児慢性特定疾病 受給者認定の有無 (受給者番号)
1				協会健保・健保組合・共済 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 (被保険者・被扶養者)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定難病 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号)
2				協会健保・健保組合・共済 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 (被保険者・被扶養者)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定難病 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号)
3				協会健保・健保組合・共済 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 (被保険者・被扶養者)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定難病 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号)
4				協会健保・健保組合・共済 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 (被保険者・被扶養者)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定難病 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号)
5				協会健保・健保組合・共済 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 (被保険者・被扶養者)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定難病 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号)
6				協会健保・健保組合・共済 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 (被保険者・被扶養者)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定難病 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号)

○受診者本人の属する保険の世帯の市町村民税が非課税である場合、該当するものに☑してください。

申請者(※)の収入に関する申立欄		(※) 受診者が18歳以上の場合、受診者本人の収入
保険の世帯の市町村民税が非課税である場合	<input type="checkbox"/> 下記の年金・手当等を受給していません。	【対象となる年金・手当等】 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金等の年金、労災等による障害補償給付、特別障害者手当、経過的福祉手当 等
	<input type="checkbox"/> 下記の年金・手当等を受給しているため、それを証明する書類を提出します。	
	<input type="checkbox"/> 下記の年金・手当等を受給していますが、それを証明する書類を(一部)提出しないため、自己負担上限額の階層区分が低所得Ⅱ(年収80万円以上)となることを了承します。	

○受診者本人(18歳以上の成年患者に限る。)による申請が難しく、代理人が申請を行う場合は、記入してください。

委任欄

委任者(受診者) 氏名 _____

私は下記の者を代理人として、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に関する権限を委任します。

代理人(申請者)

住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

○申請者と窓口で書類を提出する方が異なる場合は、記入してください。

申請書類等提出委任申出欄

委任者(申請者) 氏名 _____

私は下記の引受人を通じて、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

引受人(窓口で書類を提出する方)

住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

○小児慢性特定疾病医療費支給認定 個人番号記載欄 (新規・変更)

1. 受診者

1	ふりがな		生年月日		年	月	日
	受診者氏名		受給者番号				/ /
	個人番号						

2. 申請者 (受診者が18歳以上の場合、記入不要)

2	ふりがな		受診者との続柄	
	申請者氏名			
	個人番号			

3. 支給認定基準世帯員 (受診者と同じ医療保険に加入する方で、記入が必要な方)

※ 国保・国保組合の場合：上記受診者欄、申請者欄に記入済みの方を除く加入者全員分を記入
 上記以外の場合：被保険者分 (上記受診者欄又は申請者欄に記入済みの場合は以下の記入は不要) を記入

3	ふりがな		受診者との続柄	
	世帯員氏名			
	個人番号			
4	ふりがな		受診者との続柄	
	世帯員氏名			
	個人番号			
5	ふりがな		受診者との続柄	
	世帯員氏名			
	個人番号			
6	ふりがな		受診者との続柄	
	世帯員氏名			
	個人番号			
7	ふりがな		受診者との続柄	
	世帯員氏名			
	個人番号			

※窓口確認欄

<p>【番号確認書類】 ※いずれか1点</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード</p> <p><input type="checkbox"/> 通知カード</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p>【身元確認書類】 ※いずれか1点</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 運転経歴証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード</p> <p><input type="checkbox"/> 特別永住者証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 官公署等が発行する証明書 (写真あり) ()</p> <p>(①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの)</p> <p>※以下の書類は2点以上</p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 官公署等が発行する証明書 (写真なし) ()</p> <p>(①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票</p>	<p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 療育手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 旅券</p> <p><input type="checkbox"/> 年金手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
---	--	---

世帯調書

(裏面)

○受診者を除く住民票上の世帯全員について記載してください。
 ※住民票が別でも同じ医療保険に加入している方が他にいる場合は、その方も記入してください。

世帯員氏名	生年月日	受診者との 続柄	住民票が 別の場合○	加入医療保険種別 (被保険者・被扶養者の別)
1	. .			協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・後期高齢・国保組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)
2	. .			協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・後期高齢・国保組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)
3	. .			協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・後期高齢・国保組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)
4	. .			協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・後期高齢・国保組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)
5	. .			協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・後期高齢・国保組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)
6	. .			協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・後期高齢・国保組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)
7	. .			協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・後期高齢・国保組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)

○医療保険証のコピーを提出していただく方

保険種別	医療保険証のコピーを提出していただく方
国民健康保険 (退職国保を含む。) 国民健康保険組合	同じ国保に加入している方全員分 ※同一市町村の国保と退職国保は、同じ国保です。
被用者保険 (協会健保・健保組 合・共済 等)	受診者が被保険者本人の場合
	受診者以外が被保険者となっ ている場合 (受診者が被扶養者「家族」)
	受診者本人の分のみ
	被保険者の分及び受診者の分

※以下の場合、市民税(非)課税証明書の添付が必要です。
 被用者保険の被保険者が非課税の場合 : 被保険者の分
 国民健康保険組合の場合 : 同じ国民健康保険組合に加入している方全員分

○受診者本人(18歳以上の成年患者に限る。)による届出が難しく、代理人が届出を行う場合は、記入してください。

委任欄

委任者(受診者) 氏名
 私は下記の者を代理人として、小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更の届出に関する権限を委任します。
 代理人(届出者)
 住所
 氏名 委任者との関係 ()

○届出者と窓口へ届出に来る方が異なる場合は、記入してください。

申請書類等提出委任申出欄

委任者(届出者) 氏名
 私は下記の引受人を通じて、小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届等を提出いたしたく、申し上げます。
 引受人(窓口へ届出に来る方)
 住所
 氏名 委任者との関係 ()

○個人番号記載欄

1. 受診者

1	ふりがな		生年月日	年	月	日
	受診者氏名		受給者番号			/ /
	個人番号					

2. 申請者（受診者が18歳以上の場合、記入不要）

2	ふりがな		受診者との続柄	
	申請者氏名			
	個人番号			

3. 支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する方で、記入が必要な方）

※ 国保・国保組合の場合：上記受診者欄、申請者欄に記入済みの方を除く加入者全員分を記入
 上記以外の場合：被保険者分（上記受診者欄又は申請者欄に記入済みの場合は以下の記入は不要）を記入

3	ふりがな		受診者との続柄	
	世帯員氏名			
	個人番号			
4	ふりがな		受診者との続柄	
	世帯員氏名			
	個人番号			
5	ふりがな		受診者との続柄	
	世帯員氏名			
	個人番号			
6	ふりがな		受診者との続柄	
	世帯員氏名			
	個人番号			
7	ふりがな		受診者との続柄	
	世帯員氏名			
	個人番号			

※窓口確認欄

<p>【番号確認書類】※いずれか1点</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード</p> <p><input type="checkbox"/> 通知カード</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>	<p>【身元確認書類】※いずれか1点</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 運転経歴証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード</p> <p><input type="checkbox"/> 特別永住者証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 官公署等が発行する証明書（写真あり）（ ） (①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの)</p> <p>※以下の書類は2点以上</p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 年金手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 官公署等が発行する証明書（写真なし）（ ） (①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年2月2日揭示済)

奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第5号

奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則（平成27年奈良市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「受けようとする」の次に「18歳未満の」を、「保護者」の次に「又は18歳以上の対象者本人」を加え、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（別記第3号様式）に小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（別記第4号様式）を添えて、申請者に通知するものとする。

第7条第1項中「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券」に改める。

別表第2備考第1項及び第2項中「児童」を「対象者」に改め、同表備考第3項中「並びに小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて（平成30年8月30日付健発0830第7号厚生労働省健康局長通知）」を削り、「地方税法第314条の7」を「同法第314条の7」に改め、同表備考第5項を次のように改める。

5 市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。

別表第2備考第7項中「児童」を「対象者」に改める。

別記第1号様式中「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書」に、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の」に改める。

別記第2号様式中「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」に改める。

別記第3号様式中「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書」に、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の」「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の」に改める。

別記第4号様式中「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券」に、「用具受領保護者名」を「用具受領者氏名」に改め、「は保護者」の次に「又は18歳以上の対象者本人」を加える。

別記第5号様式中「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付不承認決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付不承認決定通知書」に、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付の」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年2月2日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第6号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	電光掲示板	1基	750	1,800	を
	放送設備	1式	1,500	3,750	
「	電光掲示板	1基	750	1,800	に改め、同表備考中第3項を第
	大型ビジョン等設備機器	1台	1時間につき	3,000	
	放送設備	1式	1,500	3,750	

4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 大型ビジョン等設備機器を入場料の類を徴収しないで使用する場合は、当該使用料の額の3分の1に相当する額とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年2月3日揭示済)

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第7号

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防団の組織等に関する規則（平成12年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第6条第6号中「及び学生消防分団」を「、学生消防分団及び地域支援消防分団」に改める。

第9条第1項中「分団（学生消防分団）の次に「及び地域支援消防分団」を加える。

別表第2 消防団本部の項を次のように改める。

消防団本部	人 1	人 4	人 9	人	人	人	人	人	人 14
広報指導分団				1	1	2	2	34	40
学生消防分団								30	30
地域支援消防分団								200	200

別表第2 計の項を次のように改める。

計	1	4	9	22	29	68	83	1,014	1,230
---	---	---	---	----	----	----	----	-------	-------

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年2月8日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第1号

奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月24日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 藤 田 幸 代

奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程

奈良市監査委員に関する規程（昭和39年奈良市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「60日」を「90日」に改める。

第3条第1項中「毎年4月、5月及び10月から翌年3月までにおいて監査委員が定める日」を「監査委員が別に定める奈良市監査基準に基づく監査等の計画に規定する時期」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年2月24日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第1号

奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月24日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程

奈良市水道水利使用管理規程（平成6年奈良市水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、各号に掲げる取水口における取水量の合計は、毎秒1.92メートルを超えないものとする。

第5条第1項第2号中「毎秒0.80立方メートル」を「毎秒0.54立方メートル」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和5年2月24日揭示済)

奈良市企業局管理規程第2号

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程を次のように定める。

令和5年2月24日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の指定」の次に「の基準」を加え、同条第3号中「工事」を「排水設備工事」に改め、同条第4号中「もの」を「者」に改め、同条第7号中「同条第2項第3号若しくは第4号」を「同条第2項第2号若しくは第3号」に改め、同条第9号中「不都合」を「不誠実」に改める。

第3条第1項中「排水設備指定工事店指定申請書」を「奈良市排水設備指定工事店指定申請書」に改め、同条第2項第4号中「責任技術者」の次に「の名簿」を加え、「常雇の従業員名簿」を「当該責任技術者が有する管理者が指定する者（以下「指定試験機関」という。）から交付された奈良県排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し」に改め、同項第6号中「及び」を「並びに」に改め、「平面図」の次に「並びに外観及び室内の写真」を加え、同項第8号中「定款」の次に「、個人にあっては住民票の写し」を加え、同条第3項を削る。

第4条第1項中「、指定工事店」を「、前条の指定工事店」に、「をしたときは、排水設備指定工事店指定台帳」を「の申請をした者が第2条に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該申請者の指定工事店の指定を行い、奈良市排水設備指定工事店指定台帳」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(指定工事店の指定の更新)

第4条の2 指定工事店の指定は、当該指定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年の6月30日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の指定工事店の指定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定工事店の指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前3条の規定は、第1項の指定工事店の指定の更新について準用する。

第5条第2項中「、第9条」を「、前条の規定により指定工事店の指定の更新を申請するとき、次条第2項の規定により奈良市排水設備指定工事店廃止届を提出したとき又は第9条」に改め、「又は自ら廃業したとき」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定工事店は、指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに奈良市排水設備指定工事店証再交付申請書（別記第5号様式）を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

第6条第1項中「その旨」を「奈良市排水設備指定工事店変更届（別記第6号様式）」に、「届け出」を「提出し」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項中「その旨」を「奈良市排水設備指定工事店廃止届（別記第7号様式）」に、「届け出」を「提出し」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「は、その」を「その」に改め、同項第4号中「は、承継」を「承継」に改め、同項第5号中「は、指定工事店」を「指定工事店」に改め、同条第3項を削る。

第7条第1項中「、指定工事店の指定を受けた日から10日以内に納付」を「、指定工事店証交付の際、納付」に改める。

第9条第2項中「としての資格」を「の指定の効力」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に、「不都合」を「不誠実」に改め、同号を同項第3号とする。

第10条中「資格」を「効力」に改める。

第11条第1項中「、5年を有効期間とし」を削り、「第16条第2項」を「第4項」に、「有効期間の」を「登録有効期間の」に改め、同条第2項中「管理者が指定する者（以下「指定試験機関」という。）」を「指定試験機関」に改め、「排水設備工事責任技術者試験」の次に「（以下「責任技術者試験」という。）」を加え、「第13条第3項の」を「指定試験機関が行う」に、「同項ただし書」を「第13条第3項ただし書」に改め、「含む。」の次に「以下「講習修了者」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 責任技術者の登録有効期間は、登録を受けた日から責任技術者証の有効期間満了の日までとする。

第12条第1項第2号中「もの」を「者」に改める。

第13条第1項中「管理者が定める期間内に排水設備工事責任技術者登録申請書（別記第5号様式）」を「奈良市排水設備工事責任技術者登録申請書（別記第8号様式）」に、「第11条第1項」を「第11条第4項」に、「有効期間」を「登録有効期間」に、「排水設備工事責任技術者更新登録申請書（別記第6号様式）」を「奈良市排水設備工事責任技術者更新登録申請書（別記第9号様式）」に改め、同条第2項中「及び写真」を削り、同項第1号中「申請書」の次に「次に定める書類」を加え、同号ア中「第11条第2項の試験」を「責任技術者試験」に改め、同項第2号中「申請書」の次に「次に定める書類」を加え、同号ア中「第11条第2項の講習の修了者」を「講習修了者」に改める。

第14条中「、第15条」を「、次条」に、「納付」を「、納付」に改める。

第15条中「排水設備工事責任技術者登録台帳」を「奈良市排水設備工事責任技術者登録台帳」に改める。

第16条中「第11条第2項の試験若しくは講習で交付される」を削る。

第17条中「、氏名又は住所を変更」を「、次の各号のいずれかに該当」に、「その旨」を「奈良市排水設備工事責任技術者変更届（別記第10号様式）」に、「届け出」を「提出し」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 氏名を変更したとき。

(2) 住所を変更したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、管理者が必要と認めたとき。
第19条第2号中「不都合」を「不誠実」に改める。
別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

奈良市排水設備指定工事店指定申請書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名
電 話

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程第3条第1項の規定に基づき、奈良市排水設備指定工事店の指定を受けたいので、同条第2項に規定する書類を添付して申請します。

住 所	
店 舗 の 所 在 地	
会 社 名 又 は 商 号	
代 表 者 名 又 は 氏 名	

別記第3号様式中「㊟」を削り、別記第4号様式から別記第6号様式までを次のように改める。
第4号様式(第5条関係)

奈良市排水設備指定工事店証	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
住 所	
会 社 名 又 は 商 号	
代 表 者 名 又 は 氏 名	

上記の者は、奈良市排水設備指定工事店であることを証する。

年 月 日

指定有効期間の満了日 年 月 日

奈良市公営企業管理者 印

第5号様式 (第5条関係)

奈良市排水設備指定工事店証再交付申請書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者 住 所
会社名又は商号
代表者名又は氏名
電 話

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程第5条第3項の規定に基づき、下記の排水設備指定工事店証の再交付を申請します。

指 定 番 号	
店 舗 の 所 在 地	
会 社 名 又 は 商 号	
代 表 者 名 又 は 氏 名	
理 由	

第6号様式(第6条関係)

奈良市排水設備指定工事店変更届

年 月 日

奈良市公営企業管理者

届出者 指定番号
住 所
会社名又は商号
代表者名又は氏名
電 話

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

変 更 事 由	変 更 前	変 更 後	変更年月日

別記様式に次の4様式を加える。

第7号様式(第6条関係)

<p>奈良市排水設備指定工事店廃止届</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良市公営企業管理者</p> <p>届出者 住 所 会社名又は商号 代表者名又は氏名 電 話</p> <p>奈良市排水設備指定工事店等に関する規程第6条第2項の規定に基づき、下記の排水設備指定工事店の廃止を届出します。</p>	
--	--

指 定 番 号	
店 舗 の 所 在 地	
会 社 名 又 は 商 号	
代 表 者 名 又 は 氏 名	
理 由	

第8号様式(第13条関係)

奈良市排水設備工事責任技術者登録申請書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名
電 話

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程第13条第1項の規定に基づき、
奈良市排水設備工事責任技術者の登録を受けたいので、同条第2項に規定
する書類を添付して申請します。

第9号様式 (第13条関係)

奈良市排水設備工事責任技術者更新登録申請書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者 登録番号
住 所
氏 名
電 話

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程第13条第1項の規定に基づき、
奈良市排水設備工事責任技術者の更新登録を受けたいので、同条第2項に
規定する書類を添付して申請します。

第10号様式(第17条関係)

奈良市排水設備工事責任技術者変更届

年 月 日

奈良市公営企業管理者

届出者 登録番号
住 所
氏 名
電話番号

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程第17条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

変 更 事 由	変 更 前	変 更 後	変更年月日

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年2月24日掲示済)

消

防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全 職 員

奈良市救急活動規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月16日

奈良市消防局長 東川 洋志

奈良市救急活動規程の一部を改正する訓令

奈良市救急活動規程（平成28年奈良市消防局長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(9) 救急救命士 救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する者をいう。

(10) 指導救命士 奈良県メディカルコントロール協議会長から認定を受け、救急業務の教育指導及び検証を行う救急救命士をいう。

第4条を次のように改める。

(救急隊員の資格)

第4条 救急隊員は、救急救命士又は令第44条第5項各号に該当する者とする。

第7条中「あつては」を「ついては」に改める。

第21条に次の2項を加える。

- 2 指導救命士は、救急隊員の行う応急処置等に関する知識及び技能等に係る教育指導、助言等を行うことにより、救急業務の質の向上を図り、救急業務等の円滑な遂行に努めるものとする。
- 3 前項の指導救命士の運用については別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年2月16日掲示済)

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月8日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則（平成25年奈良市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（別記第1号様式）」の次に「又は口座振替の方法」を加える。

第3条の見出しを「（授業料等の納期限）」に改め、同条第1項の表を次のように改める。

区分	入学料	授業料			
		第1期	第2期	第3期	第4期
高等学校	入学の日 の翌月25 日	7月31日 (4月分から6月 分まで)	10月31日 (7月分から9月 分まで)	1月31日 (10月分から12 月分まで)	2月末日 (1月分から3月 分まで)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。